

令和7年度  
定期監査結果報告書に係る改善状況報告  
について

令和7年9月30日

南部水道企業団

はじめに

令和 7 年 7 月 24 日に監査委員が実施されました定期監査において、工務課随意契約事務に関し、多くの指摘事項を受けることになったことを重く受け止め、住民並びに関係者の皆様の信頼を損なったことに、深くお詫び申し上げます。

今回、指摘事項における事実、経緯及び再発防止策を取りまとめ、今後の適正な事務執行を目的として改善状況報告書を作成いたしました。

今後は、当該報告書をもとに、コンプライアンス意識の徹底と内部チェック体制の強化を図り、全職員が一丸となって適正な事務執行に務めてまいります。

令和 7 年 9 月 30 日

南部水道企業団 企業長 宮城 剛

## 令和7年度 定期監査結果報告書に係る改善状況報告について

令和7年度定期監査(令和7年7月24日実施)結果報告書における指摘事項について以下のとおり改善状況を報告いたします。

### 記

1. 改善状況報告対象課 工務課
2. 改善内容(令和7年度 定期監査指摘事項詳細に対する改善報告)

#### 【水道施設維持管理業務】

(1) 入札を行い、公平性を確保すべきではないか。

経緯：この業務は、365日・24時間体制で1週間ごとの輪番制で、現在の受託者3者に委託しています。また、漏水以外の軽微な業務については、外1者に委託しています。

当企業団においては、近隣市町の様に、管工事組合への委託という形態がとれないことと業務が多岐にわたることから、複数の指定店に業務委託してきたところです。

改善：当該業務に対する事前調査などを含め、公平性を確保する観点から、入札も含め発注方法の検討をします。

(2) 専決規程での総務課合議、企業長決裁がされていない。

経緯：令和6年度及び7年度において総務課長の合議と企業長の決裁を得ずに締結しています。

改善：専決規程のチェック体制を強化し、法令、条例を遵守しミスのないように努めます。

(3) 令和6年度の起案では、4年契約になっているが、令和7年度は単年度契約になっている。

経緯：令和6年度の起案書において、単年度契約に訂正すべきでした。

改善：起案書を決裁に付すときは、起案者、班長、課長それぞれの段階において、慎重かつ適正な事務処理に努めます。

(4) 契約書の甲乙提出違いがある。

経緯：割印が下部にある契約書を保有してました。

改善：これまでの契約書の保有については、発注者側では割印の上部を保有していることから、同様の手続で事務処理の対応してまいります。

(5) 契約書の印鑑違いがある。

経緯：受注者の割印、消印に実印以外の認印が使用されている。

改善：これまでの契約書の使用印鑑については、受注者側では割印は実印で押印していることから、同様の手続で事務処理の対応してまいります。

(6) 業務委託単価：別紙とあるが添付されておらず、金額不透明

経緯：本業務の工賃算定のための単価表は 230ページを超えることから、契約書綴りとは別に(エクセルデータ) 工務課共有の フォルダで保管し、受託者へは、エクセルデータで共有しています。

改善：契約書に「別紙」ではなく「「別添」エクセルデータで提供します」と表記すべきでした。今後、その様に取り計っていきます。

(7) 担当職員の起案において、令和6年度から南水企管発の起案はない。

経緯：令和6年度(令和5年度中の事務処理)及び令和7年度(令和6年度中の事務処理)文書処理において、課の統廃合後の文書管理規程にそぐわない処理がされています。

改善：文書管理規程に則った事務手続きの徹底を図ります。

(8) 主任担当職員の権限は記載されているが、担当職員の権限が記載されていない。

経緯：業務委託契約書第10条第2項に基づき、担当職員を2人置けていますが、それぞれの有する権限及び委任した権限を明記すべきでした。

改善：令和7年度は、受託者に通知していないため、速やかに担当職員の権限を記載し通知します。今後は、契約規則に基づき適正に対応してまいります。

(9) 契約書第8条関係の書類の確認ができない。

経緯：契約書第8条(業務に関する届出)第1項第1号総括責任者届及び第2号従事職員名簿が受注者から提出されていません。

改善：令和7年度については、速やかに提出します。今後は、契約書に基づき適正に事務処理をしてまいります。

(10) 契約書第9条の記載がない。

経緯：本契約書作成時において、(条文の設定)記載ミスです。

改善：第10条以降を1条ずつ繰り上げ、訂正印を押し、一字削除・一字挿入の方法で契約書を訂正します。

(11) 契約書第10条の通知書類の確認ができない。

経緯：担当課での認識不足から、担当職員の通知がされておられません。

改善：令和7年度執行中の業務に関しては、速やかに担当職員通知書を提出します。

(12) 令和6年度起案で5者の業者名があるが、2者の契約が12月になっている特別な理由があるのか

**経緯**：令和6年度の水道施設維持管理業務の委託業務契約締結後において、現在の受託者3者から、3者による輪番制を維持することが社員の負担増となっていることから、受託者を増やしてほしいと、強い要望がありました。そこで、修理の経験を有する2者へ打診したところ、漏水修理以外の軽微な業務限定であれば、参入できると返事を得て、12月に契約しました。

**改善**：当初の起案書の記載のあり方が、誤解を招く様な記載があり、今後は適正な事務処理に努めてまいります。

(13) 令和7年度起案で5者の業者名があるが、1者の契約書が見当たらない。

**経緯**：当該起案書に記載した1者については、当初契約予定で事務処理を進めていたが、相手の意向を確認せず、相手が契約を望まないと思い込み、契約には至っていない。

**改善**：今後は、しっかり相手の意向を文書で確認し、適正な事務処理に努めてまいります。

(14) 契約書第15条1項第2号にある受注者の解除権で業務量が著しく減少とあるが「著しく減少」の判断基準が契約上で明記されておらず、主観的判断になる恐れがある。また、企業団にとっては契約履行が不完全となる可能性があり、業務の継続性に支障をきたすリスクがある。

**経緯**：定量的な表現で契約書に規程すべきでした。

**改善**：現状として、年間の業務委託費の増減が把握困難なため、次年度からは削除の方向で検討します。

(15) 当該契約において、同一内容に対して5者と随意契約している実態が確認された。契約先の選定理由、契約内容の違い、業務の範囲と責任分担について明確な説明が求められる。

このような契約形態は、業務の効率性や品質管理に加えて、外部からの不正、恣意的な契約と受け取られる危険性が高く、速やかな見直しが必要である。

**経緯**：契約先の選定は、前年度受託者の意思確認をして継続しています。

契約内容の違いについては、「漏水修理以外の軽微な仕事」（管理メータ取替）等の緊急性のない業務としていますが、明確に区分されたものではありません。

**改善**：今後は、業務の範囲と責任分担について明確に示し、事務処理の適正化は無論、他の指摘事項と合わせて公平性と透明性が確保された発注方法に改善します。

#### 【毎日検査用採水業務】

(16) 入札を行い公平性を確保すべきではないか。

**経緯**：この業務は、土日祝祭日を含め毎日やらなければならない業務を、これまでの流れで委託しておりました。

**改善**：今後は、公平性の観点から競争入札で対応してまいります。

(17) 当該契約については、仕様書の内容、業務の性質、業者の選定過程からみても、競争性を確保することが可能であったと判断され、随意契約による正当な理由が認められない。

改善：前段の内容で改善を図ります。

#### 【マッピングデータ修正業務】

(18) 専決規程での総務課長合議を得ないで企業長が決裁している。差し戻すべきである。

経緯：専決規程に基づき、契約締結は総務課長の合議を得るべきでした。

改善：専決規程及び契約規則に則った事務手続きの徹底を図ります。

(19) 令和7年度の見積書が見当たらない。

確認：契約書綴りに添付されております。

(20) 契約書の印鑑漏れがある。

経緯：契約書の割印漏れに気づかず保管していました。

改善：袋とじ部分への割印がないので、受注者へ指摘事項を説明した上で保管分を預かり、割印をします。

(21) 当該契約について、個人と契約している事例が認められた。当該業務は、専門的な知識や継続的な実施体制が求められる業務であり、本来、法人との契約によって組織的に履行されるべき内容である。また、当該契約には業務遂行上の責任の所在が不明確となる恐れがあり、雇用契約との混同や地方自治法施行令第167条の4の規定との抵触が懸念される。

経緯：マッピングシステム導入企業の廃業以降、個人契約しています。

改善：令和8年度からは、当該マッピングシステムの修正業務について、開発業者と業務提携を行い、検討してまいります。

(22) 当該業務の性質を精査し、原則として法人への業務委託を行うよう、契約のあり方を是正されたい。

改善：上記の指摘に合わせて改善します。

#### 【八重瀬ポンプ場2号揚水ポンプ水切り取替工事】

(23) 当該契約について、契約方法として請書を用いているが、契約額825,000円は、請書による契約の限度額(50万円)を超過しており、適正な契約手続き(契約書の締結)を行うべきであった。請書は、少額の契約に限定して簡易的な手続きとして認められているものであり限度額を超える契約においては請書で代用することは契約事務の適正性を欠くものである。今後は契約金額に応じた適切な契約方法を選定し、法及び内部規程に則った契約手続きを行うよう改善を求める。

経緯：認識及びチェック不足から、請書による限度額を超過して締結しています。

改善：今後、契約規則のチェック体制を強化し、法令、条例を遵守し、把握しながら、契約手続きを行っていきます。

(24) 2023年10月から点検報告書に記載されていることから、緊急工事での随意契約で1社見積での契約に疑問がある。

経緯：ポンプ点検報告書には、「水切りゴム破損有り」と報告されてますが、担当課ではその部品が使用不能になるまで、「使用する」と言う考え方があります。また、その部品の状態について点検者と調整を行いつつ、令和7年度に入り「取替時期」との結果を踏まえ、緊急工事として1社見積で随意で契約締結しました。

改善：主要な設備の故障取替えは、迅速にその都度、規則規程に則って対応します。

#### 【その他】

(25) 令和6年度自家用電気工作物保安管理業務の随意契約理由書が令和5年度のものであり、契約相手方も違う業者が記載されている。

経緯：随意契約理由書記載の業者名は、前年度受託者名が記載されてました。

改善：今後、契約書類のチェック体制を強化しミスのないように努めます。

(26) 令和6年度自家用電気工作物保安管理業務の押印もれがある。

経緯：契約書で受託者の割印漏れがありました。

改善：今後、契約書類のチェック体制を強化しミスのないように努めます。

(27) 令和6年度南部水道管網解析システム更新業務の契約書が見当たらない。

経緯：契約書綴り2分冊の1/2ファイルの一覧表の、No3に当該業務関連の書類整理保管場所が指定されている。一覧表にも朱書きで(別冊)と表記しており、別冊で保管(契約書類、更新データ成果品、集計表等枚数が多いため)している。監査当日当該別冊を提出し忘れていたため、契約書が見当たらない。との指摘をうけたところです。

改善：今後の監査においては、提出すべき関係書類については複数の職員で確認し万全を期します。

(28) 令和6年度摩文仁浄水場フェンス改修工事の押印漏れがある。

経緯：契約書で受託者の割印漏れがありました。

改善：今後、契約書類のチェック体制を強化しミスのないように努めます。

(29) 令和6年度管理メーター取替業務等の請書に印紙が貼られていない。

経緯：請書への印紙が貼られてませんでした。

改善：今後、契約書類のチェック体制を強化しミスのないように努めます。

(30) 令和6年度緊急漏水修繕用水道資材購入は、請書による限度額を超えている。

経緯：請書による限度額を超過して締結しています。

改善：今後、契約規則のチェック体制を強化し、法令、条例を遵守し、ミスのないように努めます。

(31) 令和6年度小城配水池シャッター修繕工事の書類が見当たらない。

経緯：令和6年度契約一覧表において、業務名のNo35・37に上記の修繕工事が二重で記載されており、その結果、契約書類が見当たらなかったと思います。

改善：今後の監査においては、提出すべき関係書類について複数の職員で確認し万全を期します。

(32) 令和7年度摩文仁浄水場2号送水ポンプチャッキ水切り取替工事の契約書が見当たらない。

経緯：担当課では、ポンプチャッキ弁が受注生産という事で、部品調達の確認ができたあと、契約の手続きに入る予定でした。未契約ながら、誤って監査対象の契約として提出してしまいました。

改善：次回の監査時にこういうことがないように、チェック体制を強化して、気をつけてまいります。

(33) 令和6年度八重瀬ポンプ場流量計取替工事(330万円)、八重瀬第1・第3配水池流量計取替工事(359万円)、新城ポンプ場流量計取替工事(550万円)計1,239万円が同日に故障による緊急の必要性による随意契約となっているが、緊急性の判断が不適切で、地方自治法施行令第167条の2に違反する疑いがある。

経緯：新城ポンプ場流量計については、遠方監視装置からの水量情報が途切れ、途切れになる現象が起こり、原因調査(計装設備、量水器、通信等)をしている間に、落雷の原因で八重瀬ポンプ場と八重瀬第1・第3配水池の流量計が次々と故障しました。

八重瀬ポンプ場の流量計が故障すると、ポンプが誤作動し空転状態を起こし、ポンプの焼付けにつながる恐れがあります。また、八重瀬第1・第3配水池の流量計が故障すると、地震及び通常時より過大な流量を感知し作動する「配水池用緊急遮断弁」が作動しなくなることから緊急の必要性による随意契約として締結しました。

当該3件の流量計取替に必要な予算を計上してなかった、予備費額を超える費用であったことから、企業長の承認を得て3件まとめて未執行予算を流用して、同日発注となりました。

改善：主要施設・設備等の事故や故障が起こったときに備え、予算計上時に予備費として主要施設の応急的に使用できる予算(予備費)を計上し対応します。

(34) 令和7年度新城第二ポンプ場、非常用発電装置ラジエーター取替工事の請書の訂正について、「城」を「川」に訂正する必要がある。

経緯：担当課でのチェック体制の甘さから、請書への工事名が間違っていました。

改善：今後、請書のチェック体制を強化し、ミスのないようにします。

また、受注者へ指摘事項を説明した上で、訂正印を押し、一字削除・一字挿入の方法で契約書を訂正します。

(35) 令和6年度 施設監視通信システムモバイル回線化工事・八重瀬ポンプ場流量計取替工事・八重瀬第1・第3配水池流量計取替工事・新城ポンプ場流量計取替工事・令和7年度マッピングデータ修正業務の契約書裏表紙については、作成に法的義務はないが、契約書の信頼性と完全性を高める重要な要素はある。裏表紙は事務上の契約書の完結を示し、不正な追加や改ざんを防ぐ役割を果たしている。作成することで、最後のページが保護されて、重要な情報が露出するリスクが低減する。

対応：今後、裏表紙を付け足します。

## 再発防止策

すべての随意契約(請書除く)において、その事務手続き(一連の決裁)は総務課合議(総務班長、総務課長)を経ることを実施し、チェック体制の強化を図ります。

今後、職員一人一人が今回の事案を教訓として、法令遵守の徹底をはじめチェック体制及び予算執行状況の点検方法などを複数による確認を徹底し、組織体制の強化、業務運営の透明性向上に取組み、再発防止に向けた改善策を講じてまいります。